



フレッシュ生衛信州 令和7年2月号

生活衛生同業組合へ加入しましょう

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、業界の健全な振興、衛生水準の向上並びに利用者・消費者サービスの向上等を目的として、自主的な活動を行っている法人です。組合加入は多くのメリットがあります。たとえば

- ・日本政策金融公庫の生活衛生融資を有利な条件で利用できます。
- ・各種共済や保険制度に、一般より安い掛金で加入でき、保険料が節約できます。
- ・経営に必要な情報を迅速に入手できます。
- ・講習会、研修会等に無料で参加できます。
- ・経営、税務、法律などの無料相談が受けられます。

組合に関するお問い合わせは県内の各生活衛生同業組合へ

組合名	TEL	組合名	TEL
長野県鮭商生活衛生同業組合	026-234-6555	長野県ホテル旅館生活衛生同業組合	026-266-7575
長野県社交飲食業生活衛生同業組合	026-235-2131	長野県美容業生活衛生同業組合	026-228-0404
長野県そば商生活衛生同業組合	026-233-3833	長野県興行生活衛生同業組合	0266-24-0002
長野県料理業生活衛生同業組合	0263-72-2020	長野県クリーニング生活衛生同業組合	026-267-4050
長野県食肉生活衛生同業組合	026-233-0795	長野県理容生活衛生同業組合	0263-33-6650
長野県飲食業生活衛生同業組合	026-228-0975	長野県公衆浴場業生活衛生同業組合	0268-22-5678

生活衛生関係営業のデジタル化推進の手引き・事例等

厚生労働省では、生活衛生関係営業向けのデジタル化推進の手引き・事例等をホームページに掲載しています。デジタル化の進め方、生産性向上のためのヒントなど、デジタル化推進のマニュアルとしてご活用ください。

なお、以下の手引き等は、各県生衛組合へ冊子が送付されています。

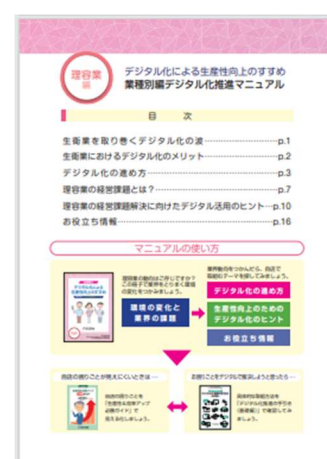
●生活衛生関係営業向け「デジタル化推進の手引き」 ー基礎編 令和5年度改訂版ー

- 1 【総論】デジタル化を巡る現状と動向、課題
- 2 ホームページと SNS の効果的な活用
- 3 POS レジの導入
- 4 業務の自動化
- 5 キャッシュレス決済
- 6 モバイルを活用したオーダーシステム
- 7 データの活用
- 8 効果的な顧客管理の方法
- 9 財務会計ツールの活用
- 10 人事・勤怠管理ツール
- 11 IT 導入補助金の申請方法と活用のポイント



●生活衛生関係営業（業種別編）「デジタル化による生産性向上のすすめ」

- 1 理容業
- 2 美容業
- 3 クリーニング業
- 4 興行場営業
- 5 公衆浴場業
- 6 旅館・ホテル業
- 7 食肉・食鳥肉販売業
- 8 氷雪販売業
- 9 飲食業



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/seikatsu-eisei33/index_00015.html

公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

[一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会]

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp